

令和３年 第６回教育委員会 会議録

日 時	令和３年４月２８日（水） 午前９時３０分～午前１０時５５分
場 所	向日市役所 第１０会議室
出席委員	永野教育長、白幡委員、松本委員、流石委員、中野委員
事 務 局	教育部長、副部長兼文化資料館長、副部長兼学校教育課担当課長、主席課長兼学校教育課長、教育総務課長、生涯学習課長、図書館長、天文館長、教育総務課主任
議 題	委員会諸報告
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第５回会議録の承認について諮る。 (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、委員会諸報告として、「教育委員会における新型コロナウイルス感染症対応について（令和２年２月～令和３年３月）」報告願う。
事務局	― 教育委員会における新型コロナウイルス感染症対応について（令和２年２月～令和３年３月） ― 令和元年１２月の中国湖北省武漢市を中心に新型コロナウイルス関連肺炎が発生し、短期間で全世界に広がった。 日本国内でも、令和２年１月１５日に初の感染者が確認され、急速に感染が広がり、現在もなお、感染者が増えている状況である。 この間、本市においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために様々な対策を講じており、教育委員会においても、学校の臨時休業を始め、社会教育施設の休館など、感染防止対策に努めているところである。 まず、令和２年２月２７日に、３月２日から春季休業の開始日までの間、全国小中学校や高等学校などにおける一斉臨時休業の要請が国からあった。 これを踏まえ、京都府教育委員会からも小中学校や高等学校など一斉に臨時休業するよう要請があったので、本市教育委員会において、３月３日から２４日まで、過去に例のない小中学校臨時休業の措置を講じた。 この間、卒業式については、規模を縮小して実施した。また、春季休業

を経て、始業式や入学式を行ったところであるが、全国の感染者が増えて
いる状況を踏まえ、国が4月7日に、東京や大阪など7都府県の区域に緊
急事態宣言を発出し、16日には、全都道府県区域に緊急事態宣言を発出
した。

5月4日に、同月31日まで緊急事態宣言延長の発出を受けて、本市教
育委員会は、同月31日まで小中学校の臨時休業を延長するとともに、こ
の間、自宅で過ごすことが困難な児童について、午前中に小学校で児童を
受け入れた。留守家庭児童会においても、学校の臨時休業中、1日育成を
行った。

教育活動については、段階的に再開することとし、5月26日から29
日までは週2回の登校日を設け、小学校は地区別、中学校では学級の登校
日を半分にするなど、分散による隔日登校を行った。

6月1日から教育活動を再開するにあたり、感染防止を図るために児童
生徒に1人10枚マスクを配布した。

また、同日から7日までは短縮時間割等による授業を行い、8日から全
面的に教育活動を再開した。

緊急事態宣言中、図書館等の社会教育施設についても休館とし、小中学
校の体育館等の学校体育施設についても貸出を中止した。

小中学校の修学旅行について、長期の臨時休業により、1学期に実施で
きなかったのが2学期に延期し、小学校は9月9日から11月13日ま
で、中学校は10月1日から11月5日までの期間に、様々な対策を講じ
ながら実施した。

2学期が始まり、9月7日に向陽小学校、11月14日に勝山中学校、
11月29日に第4向陽小学校の児童生徒への感染が確認された。いずれ
も、家庭内感染であり、校内での感染が広がらないよう、感染が確認され
た翌日を臨時休業とし、校内の消毒を行うとともに、学校や保健所とのP
C R検査等の調整に努めた。

令和3年1月14日、京都府の区域に2回目の緊急事態宣言が発出され
た。この宣言は学校に対して一斉臨時休業を求めるものではなく、午後8
時以降の不要不急の外出自粛や、飲食店の営業時間を午後8時までに短縮
するなどを要請したものである。

これを受けて、本市教育委員会は、本市在住の全児童生徒に1人50枚
のマスクを配布するとともに、学校体育施設等の貸出を停止した他、各地
区公民館や市民体育館の開館時間を午後8時までとした。

緊急事態宣言解除後の卒業式については、時間の短縮や出席者の限定を
するなど感染症対策を徹底した上で実施した。

続いて、別紙2について、学校及び社会教育施設等の臨時休業・臨時休
館における対応について説明する。

まず、「1 小中学校（1）臨時休業における児童生徒等への対応につ

	いて」、1つ目、これまでにない二度にわたる長期の一斉臨時休業を行った。 2つ目、2回目の臨時休業の際は、留守家庭児童会の指導員が確保できず、小学校において、児童を受け入れた。 3つ目、1か月分の給食費相当額を補助した。 4つ目、教員については、時差出勤に加え、三交替制による在宅勤務を行った。 「(2) 課題について」、1つ目、長期の臨時休業により、児童生徒に十分な学習保障ができず、心身の健康にも影響が見られた。 2つ目、学年初めの臨時休業であったので、学習の進め方が指導できていない中で、児童生徒だけでは家庭学習課題を進めることは困難であった。 3つ目、リモート授業や双方向のやりとりを求める声が多かったが、対応する手段がなかった。 4つ目、緊急事態時において、電話やメールでは、全ての保護者に等しく連絡することが困難であった。 5つ目、小学校での児童の受入に加え、教員の三交替制による在宅勤務を実施していたので、人員が少ない中での学校運営は極めて難しく、教員への負担が大きかった。 「(3) 今後について」、1つ目、できる限り学校を休業せず、学校教育活動を継続させる。 2つ目、1人1台端末を活用したリモート学習や学級活動を実施し、臨時休業時においても児童生徒の学びを保障するとともに、心のケアにあたる。 3つ目、保護者への連絡体制について、令和3年度にミマモルメを導入し、加入率100%を目指す。 次に、「2 留守家庭児童会(1) 学校の臨時休業における利用者等への対応について」、学校の臨時休業中も留守家庭児童会を開会し、1日育成や早朝利用を行った。 2つ目、追加入会者の協力金を無償とし、早朝利用については、全員無償化を始めた。 3つ目、令和2年度に月単位の特別休会制度を創設した。 「(2) 課題について」、1日育成を実施する場合、短期間で指導員を確保することが困難であった。 次に、「3 図書館(1) 臨時休館における利用者への対応について」、1つ目、インターネット予約サービス、電話受付は引き続き実施した。 2つ目、予約資料の置き期限の延長を実施した。 「(2) 課題について」、インターネットを使わない方や書棚を見て本を選んでいた来館者にとっては、図書館を利用することが難しくなった。 「(3) 今後について」、1つ目、今年度にシステムの更新を実施し、
--	--

図書館ホームページの改良やLINE案内システムの導入など非接触型サービスの充実を図る。

2つ目、インターネットを利用しない方へ、分かりやすいマニュアルを作成し、インターネットサービスの利用促進を図る。また、併せて、ブックリストや新着図書の案内を充実して紙での情報提供を行うなどのサービスを提供する。

次に、「4 文化資料館（1）臨時休館における利用者への対応について」、1つ目、開催予定であったテーマ展示の会期を変更した。

2つ目、テーマ展示について、ホームページ上に展示予定作品の画像を1日3点程度ずつ掲載し、作品を鑑賞できるようにした。

「（2）課題について」、臨時休館により、展示施設としての本来の機能が果たせなくなった。

「（3）今後について」、今年度導入予定の収蔵品管理システムのアプリを活用し、バーチャル展覧会のような形でオンライン発信に取り組む。

次に、「5 天文館、地区公民館（1）臨時休館における利用者への対応について」、天文館において、プラネタリウム再開後、通常の定員80人から25人程度に減らし、座席を指定することで、人と人との間隔を最低1m以上確保した。

また、地区公民館においては、再開後、利用者に対し、激しい運動、合唱や合奏などの活動の自粛を求めるとともに、密にならないよう少人数グループによる活動を要請した。

次に、「6 向日市民体育館（1）臨時休館における利用者への対応について」、1つ目、対面接触の減少のため、インターネットから予約可能な向日市公共施設予約システムや自動釣銭付レジスターを整備した。

2つ目、トレーニング室では、利用者間に仕切りを設けるためのパーテーションを設置するとともに、利用時間をおおむね120分までとし、トレーニング器具の消毒を行う時間を設けた。

次に、「7 学校開放（1）臨時休館における利用者への対応について」、「新しい生活様式に基づく向日市立学校等体育施設使用ガイドライン」を作成し、そのガイドラインを使用者に配布した。また、その使用について徹底を求めた。

「（2）課題について」、ガイドラインの徹底を図るのが難しかった。

以上が令和2年2月から令和3年3月までの教育委員会における新型コロナウイルス感染症対応である。

なお、現在、3回目となる緊急事態宣言が令和3年4月25日から5月11日までの期間で発出されている。

本市教育委員会の対応については、国の方針や京都府の指示に基づき、行っている。

まず、学校教育活動について、基本的に継続するため、学校の臨時休業

	はしない。 5月中に予定をしている修学旅行等の宿泊を伴う学習は、実施を見合わせる。校外学習についても、5月末までに実施予定をしているものは見合わせる。 また、学習活動についても、一時的に停止した。具体的には、音楽の授業でのリコーダー、鍵盤ハーモニカの使用や合唱、体育の授業では、児童生徒が密集するような運動を一時停止とした。家庭科の授業での調理実習についても、一時停止とした。 部活動についても、京都府の方針に基づき、公式大会や発表会等の参加を見合せた。また、活動は2時間以内で、自校生の校内のみの活動とすることとした。 授業参観について、5月末までに実施する計画をしているものは、時期を見合わせることにしている。 図書館について、京都府の方針に基づき開館しており、利用時間を30分間と限定している。それ以外の社会教育施設は休館の対応をとった。 以上、今回の緊急事態宣言の対応である。 【質疑等】
委員	全教科のオンライン授業を考えているのか。
事務局	オンラインで授業が成立するかどうかは今後検討していくこととなるが、最初は、端末操作に馴れる期間にすることを考えている。 そのため、臨時休業になったからといって全てオンラインで行うのではなく、できるところから始めていきたい。
事務局	オンライン授業だと効果があるもの、一方、対面での授業でしか身につかない力があるので、その線引きをしていきたい。 オンラインの授業が成立するかどうかは、その整理ができてからとなる。
委員	コロナ禍で学びの機会が少ないので、最低限タブレット端末を使えるようにしないといけないと思うが、今後の展開はどのようなになるのか。
事務局	既に各学校にタブレット端末を配備できており、その端末のセットアップもできているので、すぐに使える状態である。 ただし、その使用にあたって、一定のルールが必要なので、そのルールを作った上で、端末を使用することとなる。 また、臨時休業となった時には、家庭でも使えるようにしていきたい。

委員	コロナ対応をしてから１年以上経っているが、保護者や児童生徒から、教育委員会の対応についての意見は何かあったのか。
事務局	児童生徒の心身の健康を考えると、学校側からの定期的な電話はあったものの、双方向のやりとりができなかった。その反省点に立った上で、今後、ミマモルメを使って、双方向のやりとりをしてきたい。 また、学習課題についても、端末の配備が完了したので、その活用に向けて、学校に周知していきたい。
委員	保護者にとって、一斉臨時休業時の小学校での児童の受入や留守家庭児童会の対応は大変助かったと思う。しかし、児童への感染が確認された時の急な臨時休業は、子どもをどうしたらいいのかと不安になる家庭がたくさんあると思う。 家で子どもを見られない家庭に対しての支援があれば安心だと考える。今後のその辺の検討をしていただきたい。
事務局	臨時休業する目的は、濃厚接触者を特定することである。 そのため、濃厚接触者になりうる児童生徒が学校に登校すると安全性が保たれないので、臨時休業をする判断に至った。 感染者の行動履歴を追い、濃厚接触者の特定に協力するとともに、校舎内を消毒する期間として、１日の休業期間を設けているところである。 いただいたご意見は、今後検討していきたい。
委員	児童生徒の中から陽性者が出たので学校を臨時休業するということではなく、目的があって臨時休業するということを保護者の方から理解を求めないと仕方がない。しかし、保護者の方は仕事を休まなければいけないので大変だと思う。
教育長	どこの自治体でも共通の課題だと思うので、意見交換の場があれば、他の自治体の状況を聞かせていただく。
教育長	次に、「向日市立小中学校トイレ改修工事について（報告）」報告願う。
事務局	― 向日市立小中学校トイレ改修工事について（報告） ― 平成２８年度から令和２年度にかけて、５カ年計画で進めてきたトイレ改修工事について、工事が完了したので報告する。 まず、改修箇所は小中学校５年間で合計３５箇所のトイレを和式から洋式へ改修した。 洋式化率は、工事開始前の平成２７年度末では２２．１％であり、工事

	が完了した令和２年度末では６３．２％となっている。 総事業費は、設計費を含め３億８，７００万円となった。 次に、改修内容について、床の改修を湿式床から乾式床に改修しており、水洗いできるタイル貼りであった床を、塩ビシート貼りの仕様へと変更している。 設備機器の更新としては、大便器を和式から洋式に、小便器を自動洗浄機能付小便器にした。手洗い器は自動水栓にし、ＬＥＤ照明と換気扇を人感センサー付きスイッチに改修した。 内装については、タイルの壁は補修をしてそのまま残しているが、トイレブースと天井は新しく改修している。 【質疑等】
委員	５カ年計画が終了し、洋式化率が６３．２％となったが、残りの箇所は、今後、洋式化にする計画はあるのか。
事務局	よく使用する児童生徒のトイレはおおむね改修できたので、これ以降は修繕などの機会に洋式化していきたい。
委員	乾式床に変えたことで、掃除がどのように変わるのか。
事務局	水を流せないようになっているので、モップで拭き取るという掃除の仕方変わる。
委員	コロナ禍では、手洗い時に蛇口を触って感染することもあるので、自動水栓は感染症対策に効果がある。
事務局	学校保健特別対策事業費国庫補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、現在、小中学校の手洗い場に自動水栓を配備した。また、石けんもオートディスペンサーとなっている。
教育長	次に、「向日市立第２向陽小学校の校舎の緊急修繕工事について（報告）」報告願う。
事務局	― 向日市立第２向陽小学校の校舎の緊急修繕工事について（報告）― 「１ 発生日時・場所」について、令和３年３月２１日（日）１４時２０分頃、第２向陽小学校北校舎２階廊下天井の軽量モルタルの一部が剥離・落下した。日曜日だったこともあり、幸い児童や教職員等の人的被害はなかった。

次に、「2 対応内容」について、落下発生日に教育委員会職員等により現地確認調査を実施し、翌22日には学校を臨時休業とし、廊下天井をブルーシートで覆う緊急安全対策を実施した。

24日の修了式終了後から、内壁劣化調査の判定結果に基づき、早期に対応が必要と判定されたD判定の天井・梁と壁の上部、そして、1年ごとの点検が必要と判定されたC判定の天井・梁の部位について、モルタル浮き部分の修繕工事を実施した。

修繕工事としては、緊急修繕工事と応急処置を実施した。

緊急修繕工事の内容は、モルタルを除去し、表面を塗装仕上げとする工事と、除去しないで板金巻きやボード増し張りで落下を防ぐ工事を実施した。

応急処置の内容は、主に教室の梁の部分で、本来であればモルタル除去等の対策をとるべきであるが、短い春季休業期間では工事を終わらせることができないと判断したため、ブルーシートと同じ素材・強度を持ったホワイトシートで梁を覆い、万が一モルタルが剥離した場合でも落下してこないよう対策をとったものである。

保護者説明会について、31日に第2向陽小学校体育館において、一部と二部に分けて開催した。

その説明会では、これまでの経過と今後の対応について説明をさせていただき、その後、質疑応答の時間を設けた。

質問回答の要旨は、表のとおりであり、1つ目、「教室の天井（梁）に設置したホワイトシートは、ブルーシートと厚さが同じなのか。また、落下した場合は穴が開くことはないですか。」という質問に対して、「緊急安全対策で対応した廊下天井に固定したブルーシートと同等品です。また、強度についても、今回の天井（梁）のモルタル重量に耐えられるものを設置しています。」と答えた。

2つ目、「夏休み期間に修繕する方法などのお知らせはありますか。」との質問に、「文書でお知らせいたします。」と回答した。

3つ目、「今後、北校舎・南校舎の両方の建て替えは、検討されていますか。」との質問に、「向日市小中学校個別計画において、令和3年度から3年間は、修繕に取り組み、令和6年度以降に建て替えを計画しています。今回の件もあり、第2向陽小学校の建て替えは最優先と考えております。」と答えた。

4つ目、「モルタル以外の材質箇所についての調査は、今後、予定されていますか。」との質問に、「モルタル以外は、落下する可能性は低いいため、専門業者による調査の予定はありません。」と回答した。

5つ目、「天井（梁）は、建築当初からあったものですか。耐震工事の時ですか。」との質問に、「建築当初からあったものです。」と答えた。

「3 今後の対応」について、第2向陽小学校において、応急処置

	で、ホワイトシートで覆っている部分は、夏季休業期間等に修繕工事を実施する。 第2向陽小学校以外の小中学校については、内壁劣化調査の結果を踏まえ、修繕方法や時期を現在検討しているところである。 そして、再発防止のため、定期的な点検を一層強化していく。 【質疑等】
委員	保護者説明会の参加者数が気になった。
事務局	参加者が少なかったため、保護者の方に説明会での報告内容が行き渡らないと思い、説明会后、報告文書を在校生の保護者の方と新1年生の保護者の方にお渡しした。
委員	説明会の開催の周知はされたのか。
教育長	開催の通知はしっかり行った。 保護者の方に報告文書をお渡しした後、何か問い合わせはあったのか。
事務局	特になかった。
教育長	できる限り資料や写真を示し説明をしているので、ある程度、ご理解いただいていると思う。
委員	日曜日の14時20分頃と表記されているが、誰もいない時間帯だと思う。何か音がして、剥離・落下が分かったのか。
事務局	その日学校に出勤した教員が気づいたと聞いている。
委員	大きい音がしたのか。
教育長	落下箇所の前の教室に、その教員がいて気づいたと聞いている。
委員	教員にけががなく、何よりである。
委員	文書で通知する際に、写真を見ても「ボード増し張り」等の専門用語が分からないので、一般の方でも分かるように説明していただきたい。

教育長	委員のご要望については、今後に生かしていきたい。
教育長	次に、「臨時代理について（社会教育委員の委嘱について）」報告願う。
事務局	— 臨時代理について（社会教育委員の委嘱について） — 令和３年度向日市社会教育委員の委嘱について、教育長に対する事務委任規則第５条の規定により、臨時代理を行ったので報告する。 学校教育関係の委員について、令和３年４月１日に校長会から第６向陽小学校校長及び寺戸中学校校長の推薦があったため、同日付で委嘱したものである。 【質疑なし】
教育長	次に、「令和３年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」参加校について（報告）」報告願う。
事務局	— 令和３年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」参加校について（報告） — 文部科学省において、令和３年度事業として、学習者用デジタル教科書普及促進事業を実施することとなった。 事業の内容として、１つ目、学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業、２つ目、学習者用デジタル教科書のクラウド配信に関するフイージビリティ（実現可能性）検証、３つ目、学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究の３事業で構成されている。 学習者用デジタル教科書実証事業については、国が令和２年１２月末から令和３年１月末にかけて、事業の参加希望に関する調査を実施した。 この事業の実施に至った背景は、１つ目、令和元年度に教科書に代わり、学習者用デジタル教科書が使用できるように法改正がされたことである。 ２つ目は、ＧＩＧＡスクール構想によって、全国のほとんどの学校に１人１台端末が整備されたことが挙げられる。 本市においても事業への参加希望を表明したところ、参加校と教科の決定の連絡があった。各学校の該当している学年と教科は、資料「令和３年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」参加校一覧」のとおりである。 デジタル教科書の使用にあたり、順次、教科書発行者からアカウント

	が発行され、活用することとなる。また、そのアカウントの利用期間は、原則１年間である。 万が一、学校の臨時休業時や感染が確認された児童生徒、あるいは、濃厚接触者に特定された児童生徒が２週間の出席停止を余儀なくされた場合においても、児童生徒の学びを保障するために、学校はオンライン指導を通じて家庭学習を課すなど必要な処置を講ずることが求められている。 オンライン指導を通じた家庭学習を実施するにあたって、昨年度、本市教育委員会で実施したアンケートでは、家庭学習をする際に、インターネットの通信環境が自宅に整備されていない児童生徒が約５％で、使用できる端末がない児童生徒が約１６％であったことから、昨年度整備したモバイルルーターと各学校に整備したタブレット端末の貸出要綱と規程を定める。 モバイルルーターとタブレット端末については、原則無償貸与としているが、機器の充電や通信に要する費用については、保護者負担とさせていただきたいと思っている。 ただし、要保護世帯については、生活保護制度の教育扶助として、通信費が実費支給の対象となっており、準要保護世帯については、通信に要する費用は免除できることとしている。 【質疑等】
委員	一斉臨時休業になった場合は、クラス単位でのオンライン授業をする形になると思うが、濃厚接触者に特定された児童生徒が２週間自宅待機になった場合、担任の教員が対応するのか、または、別の教員が対応するのか。その辺りはどのような計画となっているのか。
事務局	体制は整いつつあるが、まだ活用にあたってのガイドラインを学校に示せていない。どのような授業ができるかというのは、教科や児童生徒の発達段階に応じて端末の使い方が変わってくると思うので、状況に適した使い方を各学校で考えていただこうと思っている。
教育長	オンラインでの学習をした学校もあったと思うが、その紹介をしていただきたい。
事務局	濃厚接触者に特定された日にＰＣＲ検査を受け、翌日に陰性の結果が出たとしても、２週間自宅待機することとなる。小中学校ともそのような児童生徒がいた。 その学校は配備された端末を使い、一方、自宅待機している児童生徒

教育長	は家庭持ちの端末を使って、クラウドを通じ、リモートで会話した。 昨年度当初できなかった双方向のやりとりをすることができ、児童生徒や保護者の方は喜ばれていたと聞いている。 先ほどの報告でも説明したとおり、授業ではなく、まずその2週間は、画面を通して、双方向のやりとりを優先したいと考えている。 小学校の例で挙げると、図工の学習で折り紙を折る映像も交え、教員と児童が個別にやりとりし、非常に分かりやすかったという事例を校長から聞いた。 それが今後、個別での対応や授業風景を映すこと、あるいは授業の中にオンラインで入っていけるのかはこれから研究することとなる。実践の中で見いだしていけないといけない。 入学式の時に、児童の様子を見るのに端末を活用していたと思うが、その紹介もしていただきたい。
事務局	通常の入学式では、保護者の方は、教室での新入生の様子を見ることができたが、現在は感染症対策のため教室に入れず、体育館で待機されている状態であった。 そのような保護者の方に向けて、第6向陽小学校では、新入生2クラスの教室にタブレット端末を設置し、子どもたちが体育館に入場する前の教室での様子を撮影した。 その映像を、体育館左側のモニターは1組、右側のモニターは2組というような形で映し、保護者の方からは好評であった。
委員	デジタル教科書実証事業の参加ということは、例えば、向陽小学校5、6年生においては図画工作のデジタル教科書を使ってみようという意味なのか。 もしそうだとしたら、各学校にどのような理由でその教科を割り当てたのか。
事務局	教科を選んだ学校もあるが、ある教科だけに特化した実証研究とならないよう、教育委員会で幅広く教科の調整を行った。
委員	デジタル教科書を使っている授業を見に行く機会を作っていただけなのか。
事務局	できる限り活用状況を見ていただけるよう学校に伝えさせていただきたい。

教育長 事務局	次に、「令和３年度小中学校の主な新規事業等について」報告願う。 — 令和３年度小中学校の主な新規事業等について — 今年度、京都府教育委員会または、市の新規事業の指定等の主な内容は資料のとおりである。 学校指導体制の充実を図るため、通級指導教室担当教員（寺戸中学校を除く）及びスクールカウンセラー（向陽小学校、第３向陽小学校、各中学校）、まなび・生活アドバイザー（向陽小学校、勝山中学校）、スクール・サポート・スタッフ（各小中学校）を今年度も配置をしている。 また、向日市特別支援教育支援員（各小中学校）及び小中学校の学校図書館支援員を継続して配置をしている。 なお、中学校の図書館支援員は、週１日から週２日へ増員させ、学校図書館の機能を充実させる取組を始めている。 次に、下表について、新規事業のみを説明させていただく。 まず、全小中学校に、先ほど報告した「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」が新規事業となっている。 次に、第５向陽小学校の府指定「令和３・４・５年度「絆の作り手育成プロジェクト研究校」」の事業は、正解がない問いに対して最適な解を考える課題解決型学習であり、寺戸中学校においても「平成３１・令和２・令和３年度「未来の担い手育成プログラム研究校」」の指定を受け、課題解決型学習に取り組んでいる。 なお、第５向陽小学校５、６年生を対象に、従前から行っているふるさと学習と関連させ、文化財所有者などと連携をしながら、文化財所有者が抱える課題に対して解決策を考え、実行するというプロジェクトに取り組む。 次に、第６向陽小学校と勝山中学校の府指定「令和３・４年度「ＣＢＴ調査システム構築・活用実証研究」」の事業について、１人１台端末を活用し、児童生徒の学力や学習状況を測定できないか実証研究していく。 実証研究の対象は、小学校は４年生、５年生及び６年生で、教科は国語と算数である。中学校は全学年を対象とし、中学校１年生は国語と数学、中学校２年生及び３年生はそれに英語が追加される。 最後に、勝山中学校の府指定「令和３・４年度「学びの深化プロジェクト実施校」」は、教職員自身の意欲と指導力を高めることで、自己のマネジメント力を向上させ、また、児童生徒の確かな学力を身につけさせることを大きな目的とする。 【質疑等】
-----------------------	---

委員	西ノ岡中学校の「京都式チーム学校「共同学校事務室」」とは何か。
事務局	西ノ岡中学校、第2向陽小学校及び第6向陽小学校の事務職員が共同し、3校の事務処理を効率的に行う研究である。この研究に、1名の事務職員を府から配置していただいている。教職員の働き方改革に結びつけることを目的としている。
委員	第6向陽小学校と勝山中学校のC B T調査システム構築・活用実証研究とは、タブレット端末を使った学力テストを行うことで、その回答の集約や分析ができるというように理解したが、通常の授業などで回答した内容もその学力調査のデータとして集約されるのか。
事務局	例年、実施している京都府の学力診断テストと全国の学力状況調査をC B T調査システム構築・活用実証研究にできないかと、現在、京都府教育委員会と連携し、取り組んでいる。 迅速に分析し、結果を返すことで、授業改善や児童生徒の学習改善に結びつけたいという構想であるので、学校の間試験や期末試験は対象としていない。
教育長	新規事業に取り組んでもらうこととなるので、コロナ禍の中、学校は大変であるが、教育委員会もしっかりと支えていきたい。
教育長	閉会宣言

令和３年第６回教育委員会

令和３年４月２８日（火）

午前９時３０分から

向日市役所 第１０会議室

１ 開 会

２ 会議録の承認について

３ 議 案

委員会諸報告

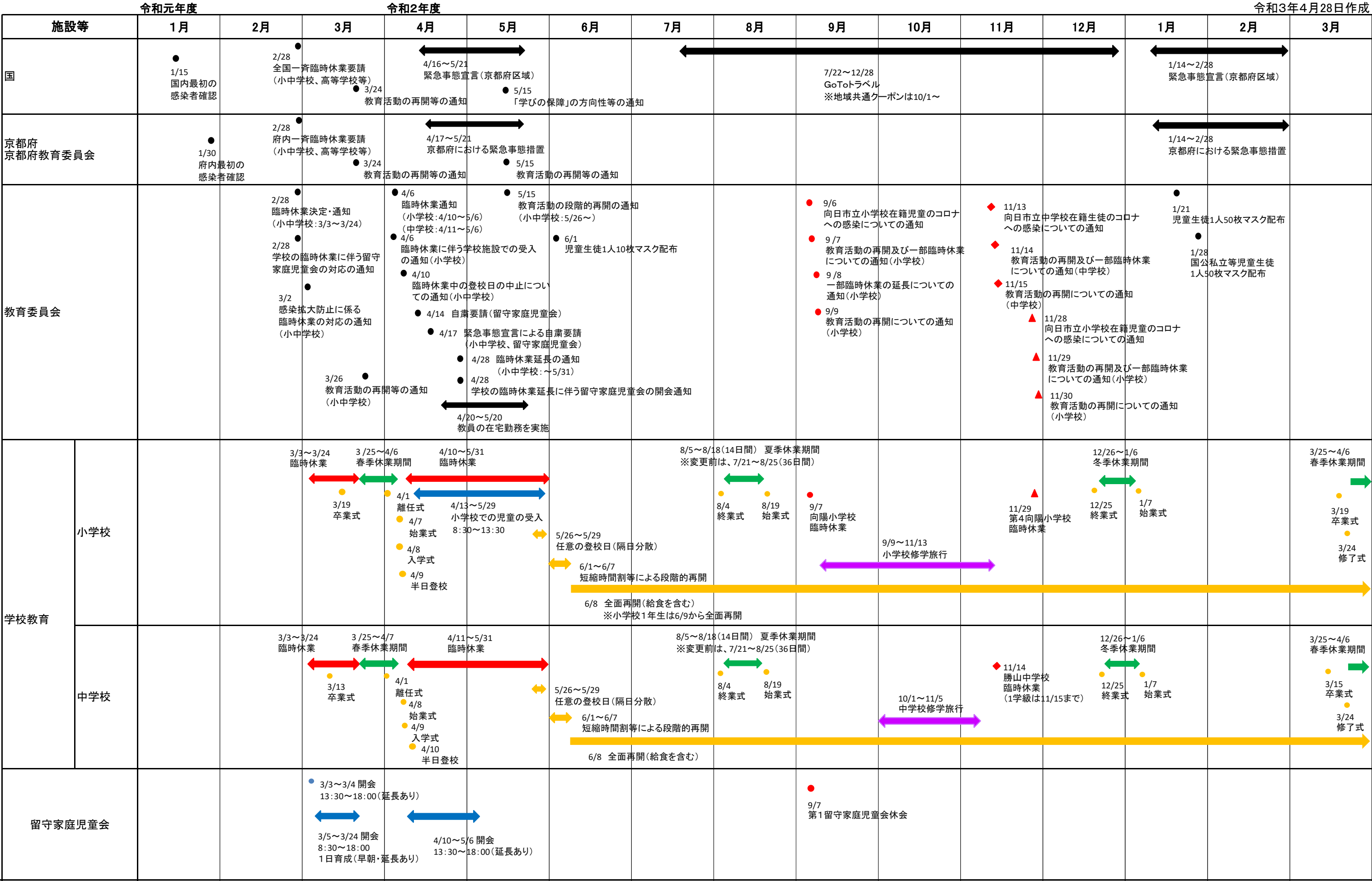
- ・教育委員会における新型コロナウイルス感染症対応について（令和２年２月～令和３年３月）
- ・向日市立小中学校トイレ改修工事について（報告）
- ・向日市立第２向陽小学校の校舎の緊急修繕工事について（報告）
- ・臨時代理について（社会教育委員の委嘱について）
- ・令和３年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」参加校について（報告）
- ・令和３年度小中学校の主な新規事業等について

４ 閉 会

教育委員会における新型コロナウイルス感染症対応について
(令和2年2月～令和3年3月)

令和3年4月28日
教 育 部

別紙1及び別紙2のとおり報告します。



		令和元年度			令和2年度									令和3年4月28日作成		
施設等		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国		● 1/15 国内最初の 感染者確認	2/28 ● 全国一斉臨時休業要請 (小中学校、高等学校等)		←→ 4/16～5/21 緊急事態宣言(京都府区域)									←→ 1/14～2/28 緊急事態宣言(京都府区域)		
京都府 京都府教育委員会		● 1/30 府内最初の 感染者確認	2/28 ● 府内一斉臨時休業要請 (小中学校、高等学校等)		←→ 4/17～5/21 京都府における緊急事態措置									←→ 1/14～2/28 京都府における緊急事態措置		
向日市			● 2/28 第4回コロナ 対策本部会議	● 3/3 第5回コロナ 対策本部会議 ● 3/17 第6回コロナ 対策本部会議	● 4/8 第9回コロナ 対策本部会議									● 1/13 第31回コロナ 対策本部会議		
図書館				←→ 3/5～3/24 臨時休館	←→ 3/25～4/9 返却と貸出のみ開館				←→ 6/2～8/19 入室制限の解除							
					←→ 4/10～4/22 予約資料貸出と返却のみの開館								8/20～ 閲覧席の設置開始 以後、段階的に増設			
					←→ 4/23～5/18 臨時休館	←→ 5/19～5/24 事前予約資料のみの貸出(休館扱い)										
						←→ 5/26～5/31 貸出と返却のみの制限付き開館										
文化資料館					←→ 4/10～5/18 臨時休館											
天文館					←→ 4/10～5/19 臨時休館											
					←→ 3/5～6/9 プラネタリウム休止											
地区公民館					←→ 4/10～5/31 会議室の貸館中止									←→ 1/14～2/28 開館時間 午後8時まで		
文化財調査事務所					←→ 4/10～5/18 史跡長岡宮跡朝堂院公園案内所臨時休業											
学校開放	小学校 (グラウンド、体育館)			←→ 3/3～7/14 グラウンド貸出中止	←→ 3/3～8/18 体育館貸出中止					● 9/7 向陽小学校 開放中止			▲ 11/29 第4向陽小学校 開放中止	←→ 1/14～3/1 グラウンド・体育館貸出中止		
	中学校 (体育館)			←→ 3/3～8/18 体育館貸出中止										←→ 1/14～3/1 体育館貸出中止		
	向日町 競輪場			←→ 2/28～8/18 貸出中止												
市民体育館					←→ 4/10～6/15 全館臨時休館											
				←→ 3/4～6/15 トレーニング室の利用中止										←→ 1/14～2/28 開館時間 午後8時まで		
				←→ 4/10～6/4 体育室会議室の貸出中止												
				←→ 3/2～9/1 自主事業中止												

臨時休業・臨時休館における対応について

1 小中学校

(1) 臨時休業における児童生徒等への対応について

- ・これまでにない二度にわたる長期の一斉臨時休業を行った。
(1回目：22日間 2回目：52日間)
- ・学びの保障のために家庭学習用の課題を個別に配布した。
- ・学校によっては、ホームページ上で学習動画の配信など工夫をして課題を提供した。
- ・2回目の臨時休業の際、留守家庭児童会の指導員の確保ができず、小学校において、午前中児童を受け入れた。
- ・1カ月分の給食費相当額を補助した。
- ・教員の時差出勤に加え、三交替制による在宅勤務を実施した。

(2) 課題について

- ・長期の臨時休業により、児童生徒に十分な学習保障ができず、心身の健康にも影響が見られた。
- ・学年初めに臨時休業となり、学習の進め方が指導できてない中で、児童生徒だけでは家庭学習課題を進めることは困難であった。
- ・リモート授業や双方向のやりとりを求める声が多かったが、対応する手段がなかった。
- ・緊急事態時において、電話とメールでは、全ての保護者に等しく連絡をすることが困難であった。
- ・小学校での児童の受入に加え、教員の三交替制による在宅勤務を実施していたので、人員が少ない中での学校運営は極めて難しく、教員への負担が大きかった。

(3) 今後について

- ・できる限り学校を休業せず、学校教育活動を継続させる。
- ・1人1台端末を活用したリモート学習や学級活動を実施し、臨時休業時においても児童生徒の学びを保障するとともに、心のケアにあたる。
- ・1人1台端末を活用した課題の配布や回収をし、教員の負担を軽減する。
- ・保護者の方への連絡体制について、令和3年度に既読確認メールシステムがあるミマモルメを導入し、加入率100%を目指す。

2 留守家庭児童会

(1) 学校の臨時休業における利用者等への対応について

- ・学校の臨時休業中も留守家庭児童会を開会した。
→令和2年3月3日と4日は通常どおり開会し、5日から24日までは午前8時30分から午後6時までの1日育成を実施し、希望者には午前8時からの早朝利用を行った。
→令和2年4月10日から5月31日までは午後1時30分から午後6時までの育成を行った。

- ・令和2年3月5日から24日までの追加入会者の協力金は無償とし、早朝利用については、全員無償化とした。
- ・保護者の方から協力金の減免の要望があり、令和2年度に特別休会制度（月単位）を創設した。

（2）課題について

- ・1日育成を実施する場合、短期間で指導員を確保することが困難であった。

3 図書館

（1）臨時休館における利用者への対応について

- ・当初予定であったおはなしひろば等は、11月末まで中止した。
- ・インターネット予約サービス、電話受付は引き続き実施した。
- ・予約資料の取り置き期限の延長を実施した。

（2）課題について

- ・臨時休館により、図書館としての本来の機能が果たせなくなった。
- ・インターネットを使わない方や書棚を見て本を選んでいた来館者にとっては、図書館を利用することが難しくなった。

（3）今後について

- ・今年度にシステムの更新を実施し、図書館ホームページの改良やLINE案内システムの導入など非接触型サービスの充実を図る。
- ・インターネットを利用しない方へ、分かりやすいマニュアルを作成しインターネットサービスの利用促進を図る。併せて、ブックリストや新着図書の案内を充実して紙での情報提供を行うなどのサービスを提供する。

4 文化資料館

（1）臨時休館における利用者への対応について

- ・開催予定であったテーマ展示の会期を変更した。
- ・テーマ展示について、ホームページ上に展示予定作品の画像を1日3点程度ずつ掲載し、作品を鑑賞できるようにした。

（2）課題について

- ・臨時休館により、展示施設としての本来の機能が果たせなくなった。

（3）今後について

- ・収蔵品管理システムのアプリを活用し、バーチャル展覧会のような形でオンライン発信に取り組む。

5 天文館、地区公民館

（1）臨時休館における利用者への対応について

- ・天文館において、プラネタリウムでの投影再開後は、通常の定員80人を25人程度に減らし、座席を指定することで、人と人との間隔を最低1m以上確保した。
- ・地区公民館において、再開後、利用者に対し、激しい運動、合唱や合奏などの活動の自粛を求めるとともに、密にならないよう少人数グループによる活動を要請した。

6 向日市民体育館

(1) 臨時休館における利用者への対応について

- ・対面接触の減少のため、インターネットから予約可能な向日市公共施設予約システムや自動釣銭機付レジスターを整備した。
- ・トレーニング室では、利用者間に仕切りを設けるためのパーテーションを設置するとともに、利用時間をおおむね 120 分までとし、トレーニング器具の消毒を行う時間を設けた。

7 学校開放

(1) 臨時休館における利用者への対応について

- ・「新しい生活様式に基づく向日市立学校等体育施設使用ガイドライン」を作成し、使用者にガイドラインを配布した。
- ・使用者がガイドラインを遵守し、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で施設を使用するよう徹底を求めた。

(2) 課題について

- ・学校等体育館施設開放の使用団体において、「新しい生活様式に基づく向日市立学校等体育施設使用ガイドライン」の徹底を図るのが難しかった。

向日市立小中学校トイレ改修工事について（報告）

令和3年4月28日
教 育 総 務 課

平成28年度から令和2年度にかけ、5か年計画で進めてまいりましたトイレ改修工事について、工事が完了しましたので報告します。

改修箇所

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
向陽小学校		中校舎東側：2階	中校舎東側：3階		南校舎(職員)：2階 中校舎東側：1階
第2向陽小学校			体育館トイレ		
第3向陽小学校	北校舎西側：1階	北校舎西側：2階	北校舎西側：3階		南校舎(職員)：1階 南校舎：2階
第4向陽小学校		渡り廊下東：2階		南校舎東側(職員)：2階	
第5向陽小学校	北校舎東側：1階	北校舎西側：2階	北校舎西側：3階	北校舎東側：4階	南校舎(職員)：2階
第6向陽小学校	北校舎：2階	南校舎：3階	北校舎：3階		南校舎(職員)：2階
勝山中学校		西校舎：3階	南校舎：2階		北校舎(職員)：1階 北校舎：2階
西ノ岡中学校	北校舎：3階	北校舎：4階	南校舎(職員)：1階	北校舎：2階	体育館トイレ
寺戸中学校	南校舎：2階	南校舎：3階	南校舎：4階	南校舎：1階	渡り廊下(職員)：2階

改修箇所計

35箇所

総事業費

387百万円

洋式化率

平成27年度末 22.1% → 令和2年度末 63.2%

(19箇所／86箇所)

(55箇所／87箇所)

・職員用トイレを含める
・第4向陽小学校新校舎を含む

主な改修内容

- ① 床の改修 …… 湿式床を乾式床に改修
- ② 大便器の改修 …… 和式を洋式便器に改修
- ③ 小便器の改修 …… 押しボタン式を自動洗浄機能付きに改修
- ④ 手洗い器の改修 …… 自動水栓式に改修
- ⑤ 照明の改修 …… LED照明人感センサー式に改修
- ⑥ 換気扇の改修 …… 人感センサー式に改修
- ⑦ 内装の改修 …… トイレブースの改修

壁面：タイル補修、一部化粧ボード張り
天井：ボード張り替え塗装



向日市立第2向陽小学校の校舎の緊急修繕工事について（報告）

令和3年4月28日

教 育 総 務 課

別紙のとおり報告します。

1 発生日時・場所

令和3年3月21日（日）14時20分頃
向日市立第2向陽小学校北校舎2階廊下において、
天井軽量モルタルの一部が剥離・落下した。

軽量モルタルの剥離・落下箇所
（幅12cm・長さ約1.27m・厚さ約8mm）



2 対応内容

① 3月21日（日） 現地確認・調査

教育委員会職員（一級建築士等）が現場を確認。
外部業者及び教育委員会職員が各階廊下の天井の目視及び
一部打診調査を実施した。

② 3月22日（月） 臨時休業

北校舎廊下各階天井の緊急安全対策を実施した。

緊急安全対策：廊下天井をブルーシートで覆い、固定した



③ 3月24日（水）修了式終了後から4月6日（火）まで【学校休業期間】

内壁劣化調査の結果※1、北・南校舎においてD判定（早期に対応が必要）及びC判定
（1年ごとの点検）と判定された箇所について、モルタル浮き部分の緊急修繕工事※2及
び応急処置※3を実施した。

※1 全小中学校の校舎を対象に、令和3年2月1日から3月31日までの期間、専門業者による内壁劣化調査（打診調査）
を実施

	室名	部位	判定	室数	修繕工事詳細	
北校舎	昇降口	天井・梁	D	1	モルタル除去、表面仕上げ	※2緊急修繕工事
	トイレ前	天井・梁	D	1	モルタル除去、表面仕上げ	※2緊急修繕工事
	廊下	天井・梁	D	1	モルタル除去、表面仕上げ	※2緊急修繕工事
	階段	天井・梁	D	1	板金巻き	※2緊急修繕工事
	教室	天井・梁	C	10	ホワイトシート巻き	※3応急処置
	階段	天井・梁	C	1	ホワイトシート巻き	※3応急処置
	トイレ前	天井・梁	C	1	モルタル除去、表面仕上げ	※2緊急修繕工事
	廊下	天井・梁	C	2	モルタル除去、表面仕上げ・板金巻き	※2緊急修繕工事
	廊下	壁(上部)	D	3	モルタル除去、表面仕上げ	※2緊急修繕工事
	トイレ前	壁(上部)	D	1	モルタル除去、表面仕上げ	※2緊急修繕工事
南校舎	階段	壁(上部)	D	4	ホワイトシート巻き・板金巻き	※2※3
	会議室	天井・梁	D	1	ホワイトシート巻き	※3応急処置
	昇降口	天井・梁	D	1	ホワイトシート巻き	※3応急処置
	理科教室	天井・梁	D	1	ホワイトシート巻き	※3応急処置
	音楽室	天井・梁	D	1	ホワイトシート巻き	※3応急処置
	教室	天井・梁	D	6	ホワイトシート巻き	※3応急処置
	教室	天井・梁	C	3	ホワイトシート巻き	※3応急処置
	男子トイレ	壁(上部)	D	1	ボード増し張り・ホワイトシート巻き	※2※3

※2 緊急修繕工事……モルタル除去及び表面仕上げ、板金巻き、ボード増し張り
※3 応急処置……ホワイトシートで覆い、固定

【工事状況写真】



④ 3月31日（水） 保護者説明会を開催

【場 所】 第2向陽小学校体育館

【時 間】 第1部 午後6時から

第2部 午後7時30分から

【参加者】 第1部 3名

第2部 4名

計 7名

【内 容】

- (1) 経過について
- (2) 内壁劣化調査※1結果及び今後の対応について
- (3) 質疑応答概要

	質 問 要 旨	回 答 要 旨
1	教室の天井(梁)に設置したホワイトシートは、ブルーシートと厚さが同じなのか。また、落下した場合は穴が開くことはないですか。	緊急安全対策で対応した廊下天井に固定したブルーシートと同等品です。また、強度についても、今回の天井(梁)のモルタル重量に耐えられるものを設置しています。
2	夏休み期間に修繕する方法などのお知らせはありますか。	文書でお知らせいたします。
3	今後、北校舎・南校舎の両方の建て替えは、検討されていますか。	向日市小中学校個別計画において、令和3年度から3年間は、修繕に取り組み、令和6年度以降に建て替えを計画しています。 今回の件もあり、第2向陽小学校の建て替えは最優先と考えております。
4	モルタル以外の材質箇所についての調査は、今後、予定されていますか。	モルタル以外は、落下する可能性は低いいため、専門業者による調査の予定はありません。
5	天井(梁)は、建築当初からあったものですか。耐震工事の時ですか。	建築当初からあったものです。

3 今後の対応

- 第2向陽小学校においては、応急処置※3実施箇所について、夏季休業期間等に修繕工事を実施する予定。
- 市内小中学校（第2向陽小学校を除く）においては、内壁劣化調査の結果を踏まえ、対応が必要な箇所の修繕の方法及び修繕時期等を現在検討中。
- 定期的な点検を一層強化する。

諸報告資料

臨時代理について（社会教育委員の委嘱について）

令和３年４月２８日
教 育 委 員 会

社会教育委員の委嘱について、教育長に対する事務委任規則（昭和３１年教育委員会規則第４号）第５条の規定により、令和３年４月１日に臨時代理を行いましたので報告します。

向日市社会教育委員名簿

任期 令和 3年 4月 1日から
 令和 5年 3月31日まで

	氏 名	区 分	略 歴	備 考
1	永 田 健 一	学校教育	第6 向陽小学校校長	新任
2	實 川 明 彦	学校教育	寺戸中学校校長	新任
3	植 田 恭 司	社会教育	第2向陽小学校「習字」外部講師 寺戸公民館「書道クラブ」講師	
4	梅 田 一 美	社会教育	公民館「バレエ」「ストレッチ」講師 スポーツ推進委員	
5	河 村 弘 美	社会教育	元上植野社会体育振興会会長 サッカースポーツ少年団指導者	
6	中 本 進	社会教育	元京都府教育委員会総括社会教育主事 元府立学校校長	
7	高 畑 幸 子	家庭教育	元PTA連絡協議会会長	
8	安 田 かおり	家庭教育	元西ノ岡中学校PTA会長 西ノ岡中学校図書ボランティア	
9	永 井 恵 子	学識経験	元小学校校長 人権擁護委員	
10	横 田 幸 雄	学識経験	元小学校校長 人権擁護委員	
11	吉 岡 美 保	公募	市民公募	
12	清 水 幹 央	公募	市民公募	

※3～12の各委員については、令和3年3月22日提出議案第6号議決済

令和3年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」
参加校について（報告）

令和3年4月28日
学 校 教 育 課

以下のとおり、参加状況を報告します。

1 学習者用デジタル教科書普及促進事業について（令和3年度国事業）

義務教育段階の学校における1人1台端末の早期実現を踏まえ、児童生徒の学びの充実や障害等による学習上の困難の低減に資するよう、小中学校等に学習者用デジタル教科書を広く提供し、普及促進に向けた実証事業を実施。

（1）学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業

- ・1人1台端末の環境等が整っている小・中学校等を対象に、デジタル教科書を提供し普及促進を図る。
- ・宿題など学校の授業以外の場でも活用できるよう、パブリッククラウドを使用した供給方式。
- ・大規模な提供に当たって生じる課題等を報告。

（2）学習者用デジタル教科書のクラウド配信に関するフィージビリティ（実現可能性）検証

- ・多教科のデジタル教科書を多数の児童生徒が同時に利用する際の円滑な導入、使用を担保し、ネットワーク環境等の改善を促す。
- ・複数のモデル地域における比較検証を通してデジタル教科書のクラウド配信を進める際のコスト削減や望ましいシステムの在り方を検討。

（3）学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究

- ・実証研究校での詳細に調査。
- ・教員の授業実践に資するよう事例集や研修動画を作製。
- ・（1）の事業と連携して全国でアンケート調査を実施。初めて使用するケースを含む多数のデータを基に、効果検証や傾向、課題等を分析する。

2 向日市立学校の事業参加校について

- （1）参加校 全9小中学校
- （2）参加教科等 別紙参照
- （3）実施日 4月1日以降、教科書発行者からアカウントが発行され次第、随時
- （4）期 間 原則1年間

背景・課題

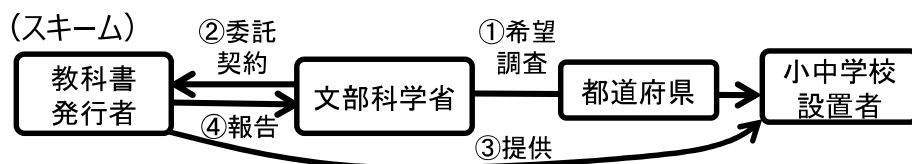
- ・G I G Aスクール構想により、**1人1台端末環境が早期に実現**する見通し。
- ・学習者用デジタル教科書は、学校現場において導入が進んでいない。（I C T環境整備や**有償での購入**等が課題であるため）
- ・新型コロナウイルスへの対応の観点から、学校教育におけるI C T活用や家庭への端末の持ち帰りをより積極的に進める中で、I C Tを活用した学びの出発点として、学習者用デジタル教科書は必須。
- ・骨太の方針や成長戦略において、「**デジタル教科書・教材の整備・活用の促進**」や**現行制度の在り方の見直し**を求められている。

児童生徒の学びの充実や障害等による学習上の困難の低減に資するよう、
学校現場におけるデジタル教科書の導入を促進

事業内容

① 学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書 実証事業 2,033百万円（新規）

- ・**1人1台端末の環境等**が整っている**小・中学校等**を対象として、デジタル教科書（付属教材を含む）を提供し普及促進を図る。
- ・**宿題など学校の授業以外の場でも活用**できるよう、パブリッククラウドを使用した供給方式とする。
- ・大規模な提供に当たって生じる課題等について報告を求める。



② 学習者用デジタル教科書のクラウド配信に関する フィージビリティ検証 116百万円（新規）

- ・**多教科のデジタル教科書を多数の児童生徒が同時に利用**する際の円滑な導入・使用を担保し、ネットワーク環境等の改善を促すため、**デジタル教科書のクラウド配信**に関するフィージビリティ検証を実施。
 - ・**複数のモデル地域における比較検証**を通して**デジタル教科書のクラウド配信**を進める際のコスト削減や望ましいシステムの在り方の検討を行う。
- （スキーム）民間企業等に業務委託

③ 学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する 実証研究 65百万円（20百万円）

- ・実証研究校での詳細な調査による**デジタル教科書の使用による効果・影響**の検証を実施。
 - ・教員の**授業実践**に資するよう**事例集や研修動画を製作**。
 - ・①の事業と連携して**全国でアンケート調査**を実施。**初めて使用するケースを含む多数のデータ**を基に、**効果検証や傾向・課題等の分析**を行う。
- （スキーム）民間企業等に業務委託

対象校種・学年
原則国・公・私立の小学校5・6年生、中学校全学年、義務教育学校、中等教育学校（前期課程のみ）及び特別支援学校（小学部・中学部）の相当する学年

対象の経費
小学校5・6年生及び中学校全学年の1教科分の学習者用デジタル教科書（付属教材を含む）経費

令和3年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」参加校一覧

	学校名	該当学年	教科	種目	発行者名	書名	備考
小学校	向陽	5・6年	図画工作	図画工作	日本文教出版	図画工作5・6上下 見つめて 広げて	
	2向	5・6年	社会	社会	東京書籍	新しい社会3456	
	3向	5・6年	理科	理科	新興出版社啓林館	わくわく理科	
	4向	5・6年	外国語	英語	教育出版	ONE WORLD Smiles 5 6	
	5向	5・6年	算数	算数	新興出版社啓林館	わくわく算数	
	6向	1～6年	国語	国語	東京書籍	あたらしいこくご（1年） 新しい国語（2～6年）	府小教研の国語科の研究協力校の指定を受けているため、1年生から参加。
中学校	勝山	1～3年	数学	数学	新興出版社啓林館	未来へひろがる数学123	
	西ノ岡	1～3年	特別の教科 道徳	道徳	日本文教出版	中学道徳 あすを生きる 123	
	寺戸	1～3年	外国語	英語	三省堂	NEW CROWN English Series 123	

向日市学習用タブレット端末利活用ガイドライン（案）

令和3年4月

向日市教育委員会

表：改正等履歴

改正等年月日	概 要
令和 年 月 日	向日市学習用タブレット端末利活用ガイドラインの 制定

1 はじめに

向日市立学校（以下、市立学校）での GIGA スクール構想に関連する学習用タブレット端末、アカウント、セキュリティなどについて、適切な運用が図られるようガイドライン及び資料を示します。市立学校は、このガイドラインに準じて GIGA スクール構想を推進してください。

なお、GIGA スクール構想の推進は、児童生徒が家庭においてもコンピュータ等の I C T を適切に活用することで、学校の学びを生活とシームレスに結びつけることを最終的な目的の一つとしています。

そのため、学習用タブレット端末を持ち帰らせることの詳細についても、このガイドラインでは定めていますが、当面は、学習用タブレット端末の使用に係る指導等を含めた試用期間として、家庭には持ち帰らずに学校での使用のみとします。（ただし、臨時休業など特別な事情がある場合を除きます。）

今後、市立学校に通う児童生徒の状況を確認しながら、この取組についても推進を図っていきます。

2 本ガイドラインの目的

ICT を有効に活用することで、主体的・対話的で深い学びを推進し、全ての児童生徒に情報活用能力を含む義務教育段階で育むべき資質・能力を身に付けられるよう、GIGA スクール構想の推進に伴い市立学校に整備した学習端末に関わる要素についてのガイドラインを設ける。

3 学習用タブレット端末の管理の責務について

（1）教育委員会

- ・学校で児童生徒が学習に利用する学習用タブレット端末は、教育委員会が整備した機器のみとする。（各家庭の用意した端末を学校で学習に使用しない。）
- ・教員（定数内本務職員）及び児童生徒数分の学習用タブレット端末を整備し、その管理番号は教育委員会及び学校で管理する。

（2）学校

- ・学習用タブレット端末は基本的に教室に備え付けられた電源付き保管庫にて保管する。教員用に限り、保管庫に格納できない分については、鍵のかかる場所に保管する等、適切な保管を行う。
- ・必要に応じて棚卸しを行い、学習用タブレット端末の数を確認し教育委員会へ報告する。
- ・家庭への持ち帰りなど校外に持ち出す時は、学習用タブレット端末に記載された番号を一覧などにまとめて管理し、持ち帰った教員及び児童生徒とその番号を把握する。また、家庭に持ち帰らせる場合は、その期間などを決め、児童生徒及びその保護者に知らせる。（向日市立学校学習用タブレット端末貸出規程（案）による）
- ・学校に戻す際には、次の手順の例を参考に各校の状況に応じて学習用タブレット端末の状態を把握する。
 - ①朝の会で、学習用タブレット端末を机に出すよう指示する。
 - ②その場で、学習用タブレット端末を起動し、以下の内容を確認させる。

電源が入るか、学校のネットワークにつながるか、ログインできるか など

③その他、家庭で起きたこと（床に落としてしまったなど）を申告させる。

④②及び③の状況について記録し、必要に応じて教育委員会へ報告する。

- ・学習用タブレット端末の故障、破損、紛失、盗難の際には、教育委員会学校教育課（０７５－８７４－２９９８）に速やかに連絡する。その学習用タブレット端末を使用していた児童生徒には、学校に予備の学習用タブレット端末がある場合は、当該学習用タブレット端末を使用させる。ない場合は、教育委員会学校教育課に連絡し指示に従う。

（３）児童生徒及び保護者

- ・児童生徒及び保護者は学習用タブレット端末の管理について次のことに注意する。学校は別紙「向日市学習用タブレット端末使用にあたっての注意事項」とともに、このことを児童生徒及び家庭に周知する。

①校内、校外及び家庭での使用

- ・使用の際には故障、破損、紛失、盗難に十分に気をつけること。例えば、落下を想定して置く場所を考える、水などに濡らさないよう使用するときには飲料をそばに置かない、学習端末を閉じる際には画面とキーボードの間にもものを挟まない、などに留意する。
- ・校内での移動、校外学習への活用、もしくは学校と家庭の行き帰りの道中に使用したり、置き忘れたりしないよう、十分に気をつける。

②家庭での使用

- ・学習での使用も含め、学習用タブレット端末の運用でわからないことがあったら学校に連絡する。
- ・家庭での学習用タブレット端末の運用には、各家庭のネットワーク環境を使用し、充電及び通信に係る経費は各家庭で負担する。（ネットワーク環境が無い家庭への通信機器の貸し出し等については向日市学習用通信機器貸出要綱（案）による）
- ・万が一、故障、破損、紛失、盗難の際には、速やかに学校の教員に連絡する。

◎使用中の故障については修理や本体の交換を行うが、故意の破損、本項①及び②を遵守しないなど、明らかな使用上の不注意や不適切な使用による故障や破損、児童生徒のアカウント以外でのログインを試みるなどが原因による動作不良については、家庭が弁償する可能性がある。

3 アカウントの管理におよび設定について

（１）教育委員会

- ・Apple ID 及び Microsoft 365（以下、MS365）アカウントは、向日市情報セキュリティポリシー及び京都府立学校情報セキュリティ対策基準を参酌の上、教育委員会及び学校にて管理を行う。
- ・Apple ID 及び MS365 アカウントの追加、異動、削除は、教育委員会で行う。なお、転出者及び卒業生のアカウントについては学校を去った日より１か月間の引継ぎの期間を設け、その後削除する。
- ・教員と児童生徒の Apple ID は、現段階で次のような設定になっている。

①教員

- ・校務用コンピュータと同等のインターネット閲覧設定がかかっている。
- ・アプリケーションは、基本的に児童生徒用と同じであるが、一部教員のみ使用出来るものがある。

②児童生徒

- ・教員用と同等のインターネット閲覧設定がかかっている。

③共通

- ・外部メールは使用できない。
- ・個々にアプリケーションのインストールはできない。

(2) 学校

- ・教員及び児童生徒の Apple ID 及び MS365 アカウントについて、その使用者を把握し、学校の活動における運用方法を決める。
- ・教員及び児童生徒の転入出があった場合には、所定の様式にて、教育委員会にアカウント追加及び削除の申請を行うこと（様式は別途定める）。なお、市立学校よりの転入者の場合には、前校でのアカウントを引継ぐことを前提とする。
- ・このアカウントは、児童生徒の学習に利用する目的で発行したものである。そのため、原則、当該児童生徒のみが使用し、学校と保護者とのやり取りや保護者同士のやり取りに使用しないこと。
- ・アカウントを利用して情報を取り扱う際には、各種ポリシー及び著作権等の法律を遵守すること。

(3) 児童生徒及び保護者

- ・児童生徒のアカウント情報は、第三者に知らせないこと。
- ・児童生徒のアカウント内の学習履歴等の情報は、児童生徒の人権やプライバシーを尊重し、発達の段階を考慮したうえで、保護者であっても緊急時等を除いて自由に閲覧しないよう、留意する。

4 学習用タブレット端末の情報セキュリティの確保

(1) 教育委員会

- ・学習用タブレット端末のセキュリティは、教育委員会が設定する。

(2) 学校

- ・本ガイドラインを遵守し、セキュリティを確保した学習用タブレット端末の運用を行う。
- ・児童生徒に、発達の段階に応じた情報セキュリティやモラルに関する指導を行う。
- ・学校の活動に学習用タブレット端末を利用する中で、設定変更やアプリケーションやサービスの追加を希望する場合には、教育委員会に申請する（様式は別途定める。）。
- ・学習用タブレット端末のセキュリティは、現段階では次のとおりである。
 - ①教育委員会が設定したアカウント以外でログインができない。

②アプリケーションやサービスは、学校からインストール申請されたもので教育委員会が許可したもののみ使用できる（様式は別途定める。）。

③学習用タブレット端末にデータは保存せず、指定されたクラウドに保存する。保存可能なデータについては、京都府立学校情報セキュリティ対策基準に準拠する。

（３）児童生徒及び保護者

- ・学校の定めた約束に従い、セキュリティを確保し学習用タブレット端末の運用を行う。

５ 学習用タブレット端末の使用について

（１）教育委員会

- ・本ガイドラインに準拠した学習用タブレット端末の使用に向けたルール（向日市学習用タブレット端末使用にあたっての注意事項（案））を作成する。

（２）学校

- ・教員は教育委員会が作成したルールに基づき、学習用タブレット端末を使用する。
- ・学校は必要に応じて、教育委員会が作成したルールを基に、各学校において別途ルール等を定める。
- ・児童生徒及び保護者に対して使用ルールを案内する。

（３）児童生徒及び保護者

- ・学校から示されたルールへ同意し、学習用タブレット端末の使用を行う。

関連する項目

- ・向日市立学校学習用タブレット端末貸出規程（案）
- ・向日市学習用通信機器貸出要綱（案）

学校で学習用タブレット端末を活用する際のルール作成のポイント(令和3年4月現在)

(1) 学習用タブレット端末を使う目的

- ・学習用タブレット端末を用いるときには、学習や自己の問題解決に取り組むとともに、その活動を通して情報モラルやセキュリティ、情報端末を操作、活用する力などを身につける。

(2) 学校活動に用いるときのルール

- ・自己の学習がより効率よく、効果的に行われるよう、工夫した使い方を行う。
- ・自己の発言や発信が、他者の考えを広げたり深めたりできるようなやり方や方法について常に模索し、考えながら取り組んで、情報活用の力を伸ばす。
- ・情報を収集したり、処理したりすることを、安全に、権利を守って行い、自己の発信によって、周りや社会に良い影響を与えられるよう、情報セキュリティやモラルの力を高める。
- ・学習用タブレット端末の活用を通して、その仕組みを認知し、生活や社会で活用する様々な機器を安全に効率よく、有効的に活用し、それらを活用した問題解決ができるプログラミング的思考などの資質・能力を身に付ける。
- ・学習の時間には、利用しないコンテンツ・SNS・ゲーム・ショッピングサイトの利用など、学習と無関係な Web サイトへアクセスしない。
- ・学習用タブレット端末内蔵のカメラやマイクによる写真、ムービー撮影又は音声録音の際には、他者への配慮権利の尊重、学校で定めたルールを守るなど、十分に気を付け、友達が作成したデータやインターネットから取り込んだデータは、当該データの著作者に配慮する。
- ・学校が許可した学習履歴に関わるもの以外の、自分や周りの人の名前・年齢、個人が識別できる写真などの個人情報をインターネットへアップロードしない。
- ・自分のアカウントの ID は他人に利用させないようにすることとし、パスワードは他人に知られないよう適切に管理する。
- ・正しい姿勢で使用する。
- ・明るい場所で使用する。その際は、画面が太陽光や室内光で照らされて反射やちらつき、まぶしさを感じる事がないよう、留意する。
- ・長時間連続して使用せず、こまめに休憩を挟むなど、その使用時間に注意する。

(3) 学習用タブレット端末使用の管理

- ・学習用タブレット端末は、学校共通の財産として丁寧に扱う。
- ・学習用タブレット端末を共用で活用するときがある場合には、感染防止対策のため、使用前後に手を洗う。
- ・学習用タブレット端末のバッテリー切れによる学習の中断を避けるため、電源が確保できる環境において利用する。また、家庭等での利用後は、次回の利用などに備えて充電する。
- ・「紛失」、「高所からの落下による破損」、「雨などによる機器故障」などのリスクを考え、屋外での利用には十分留意すること。屋内であっても火元や水の近く、不安定な場所で利用しない。
- ・万が一故障したり、破損したりしたら、担任に申し出る。

向日市告示第 号

向日市学習用通信機器貸出要綱を次のように定めます。

令和 年 月 日

向日市長 安 田 守

向日市学習用通信機器貸出要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、感染症の流行や自然災害等により、学校での授業を行うことができない状況下等においても、インターネットを利用して家庭学習が可能となる環境を整備することにより、子どもたちの学習を保障するため、向日市立学校（以下「市立学校」という。）に在籍する児童生徒に対して、本市が所有する学習用通信機器を貸し出す際に必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「学習用通信機器」とは、モバイルルーター等のLTE通信機器（SIMカードおよび付属品を含む。以下同じ。）であり、市が指定したものとする。

（貸出機器）

第3条 この要綱により貸し出す機器（以下「貸出機器」という。）は、学習用通信機器とする。

（利用対象者）

第4条 貸出機器を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、市立学校に在学し、かつ、インターネットを利用した家庭学習が可能な環境が自宅に整備されていない児童生徒とする。

（貸与の申請）

第5条 貸出機器の貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、向日市学習用通信機器貸出申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 前項に定める申請者は、前条に定める対象者の保護者とする。
（許可決定等）

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、貸出の可否を決定し、向日市学習用通信機器貸出決定（却下）通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により貸出の決定をしたときは、機器の貸出の決定を受けた者（以下「利用者」という。）を向日市学習用通信機器貸出名簿（以下「利用人名簿」という。）に登録するものとする。
（貸出）

第7条 市長は、教育委員会と協議の上、インターネットを利用した家庭学習を実施しようとするときに利用者に機器を貸出するものとする。

- 2 機器の貸与期間、通信可能期間およびデータ量は、教育委員会と協議の上、市長が決定し、向日市学習用通信機器貸出期間決定通知書（別記様式第3号）により、利用者に通知するものとする。
- 3 利用者は、前項の規定により通知された貸出期間が満了したとき、速やかに市長に機器を返却しなければならない。
（費用の負担）

第8条 利用者は、機器の貸与を受けた期間の通常要する経費（充電に要する費用、通信に要する費用等）については、使用者の実費負担とする。

- 2 機器の通信に要する費用は、別に市長が定める。
- 3 利用者は、前項に規定する機器の通信に要する費用を市に納付するものとする。
- 4 利用者が向日市要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費支給要綱（平成30年向日市教育委員会告示第16号）第2条に規定する準要保護者であって市長が認めるものは、機器の通信に要する費用の負担を免除することができる。
- 5 前項の規定による免除を受けようとする者は、向日市学習用通信機器貸

出事業の通信費免除に係る閲覧調査承諾書（別記様式第4号）を第3条第1項に規定する利用申請の際併せて市長に提出するものとする。

（機器の管理および譲渡等の禁止）

第9条 利用者および対象者は、機器を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、故意または重大な過失により機器を亡失し、破損し、または故障させたときは、利用者がその補てんに要する費用を負担するものとする。

2 利用者は、機器を譲渡し、転貸し、その他市長が認める家庭学習の目的以外に使用してはならない。

（異動の届出）

第10条 利用者は、向日市学習用通信機器貸出申請書の内容に変更が生じたときは、向日市学習用通信機器貸出異動（変更）届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、利用者名簿の登録内容を変更するものとする。

（利用の停止）

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、向日市学習用通信機器貸出異動（変更）届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（1）対象者が第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。

（2）機器の貸出の利用を止めるとき。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、貸出の決定を取り消し、利用者名簿から削除するものとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出の決定を取り消し、利用者名簿から削除することができる。

（1）対象者が第4条に規定する要件に該当しないことが明らかになったとき。

（2）利用者が機器の通信に要する費用を市長が別に定める期日までに納入せず、督促を行ってもなお費用の納入がないとき。

(3) その他不適切な利用があったと認めるとき。

(細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

向日市立学校学習用タブレット端末貸出規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、ICTを活用した教育を進め、教育の質の向上を図るため、向日市立学校（以下「市立学校」という。）に在籍する児童生徒に対して本市が所有する学習用タブレット端末等を貸し出す際に必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「学習用タブレット端末」とは、タブレット及びタブレット型コンピュータを含むコンピュータで、市立学校での学習活動に必要不可欠な教材・教具として使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じたものをいう。

（貸出機器）

第3条 この規程により貸し出す機器（以下「貸出機器」という。）は、学習用タブレット端末及びその使用のために必要な付属品とする。

（貸出対象者）

第4条 貸出機器の貸出を受けられる者は、市立学校に在籍する児童生徒の保護者（親権を行使する者その他現に当該児童生徒を監護するものをいう。以下同じ。）とする。

（事務）

第5条 市立学校の校長（以下「校長」という。）は、学校における貸出に関する事務を行う。

（管理）

第6条 校長は、貸出状況を常に明らかにするため、貸出台帳を備えなければならない。

（貸出期間）

第7条 貸出機器の貸出期間は、貸出決定日から当該年度内の校長が定める日までとする。

（貸出期間の延長）

第8条 校長が貸出期間の延長について支障がないと判断した場合は、1年以内の貸出期間の延長ができる。延長は繰り返すことが可能であり、卒業日前3箇月以内の校長が定める日まで貸出期間を延長することができる。

（貸出料）

第9条 貸出機器の貸出料は、無料とする。

（承諾書の提出）

第10条 校長は、貸出機器の貸出を受けようとする者から向日市立学校学習用タブレット端末等借受条件承諾書（様式第1号）（以下「承諾書」という。）の提出を受けるものとする。

（貸出の通知）

第11条 承諾書を受理したときは、向日市立学校学習用タブレット端末等貸出通知

書（様式第2号）により、承諾書を提出した者に貸出期間等を通知するものとする。

2 前項の手続は、校長が処理するものとする。

（受領書）

第12条 貸出機器の貸出を受けた保護者（以下「保護者」という。）は、貸出機器を受領した場合は、速やかに校長へ向日市立学校学習用タブレット端末等機器受領書（様式第3号）を提出するものとする。

（貸出機器の変更）

第13条 校長は、貸出した貸出機器を変更するときは、向日市立学校学習用タブレット端末等貸出機器変更通知書（様式第4号）により保護者に通知するものとする。

2 保護者は、前項の通知を受けたことをもって、校長の指示により貸出機器の変更をすることとする。

（貸出機器の取扱い）

第14条 保護者は、貸出機器について善良な管理者の注意をもって管理するものとし、貸出機器を利用する児童生徒（以下「利用者」という。）その他保護者以外の者が貸出物品に関わる場合も同様の義務を負う

2 利用に当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸出機器を他者に使用させ、又は転貸すること。
- (2) 貸出機器を売却、廃棄又は破損すること。
- (3) 貸出機器を学習活動等校長が定めた用途以外に使用すること。
- (4) 貸出機器を利用し他者に対して被害や悪影響を与えること。
- (5) その他教育委員会及び学校が別に定めるタブレット端末使用にあたって注意事項等に反する行為を行うこと。

3 保護者は、校長から貸出機器の管理運営に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。

（充電に係る経費）

第15条 学習用タブレット端末の充電等に係る経費は、保護者の負担とする。

（亡失又は損傷の届出）

第16条 保護者は、貸出機器を亡失したとき又は貸出機器が損傷したときは、直ちに向日市立学校学習用タブレット端末等貸出機器亡失損傷届（様式第5号）を校長に提出するものとする。

2 前項の場合において、当該事由が保護者又は利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、修繕費等の貸出機器の現状復旧に要する費用は、保護者負担とする。

（損害賠償）

第17条 保護者は、貸出機器の利用に当たり保護者又は利用者の責に帰すべき理由により本市又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

(貸出の取消し)

第18条 第7条又は第8条の貸出期間中であっても次の各号のいずれかに該当するときは、貸出を取り消すことがある。

- (1) 利用者が市立学校の児童生徒でなくなったとき。
- (2) 保護者又は利用者が、第14条の規定に違反したとき。
- (3) その他、貸出機器の管理運営において特別な事情が生じたとき。

2 前項の規定により貸出を取り消したときに、向日市立学校学習用タブレット端末等貸出取消通知書(様式第6号)により、保護者に通知するものとする。ただし、通知する前に貸出機器が返却された場合は、この限りでない。

(貸出機器の返却)

第19条 保護者は、第7条又は第8条により校長が別途定める貸出期間終了日まで、貸出機器を返却するものとする。

2 保護者は、第18条による貸出の取消しを受けた場合は、校長が別途定める日までに貸出機器を返却するものとする。

3 貸出機器を前項の返却日までに返却せず、校長からの督促にも応じない場合は、保護者は貸出機器の価額を弁償する責任を負う。

(その他)

第20条 災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等、休業期間中におけるICTの活用による児童生徒の学習の機会を確保するために貸出を行う場合も、本規程を適用する。

(補則)

第21条 この規程に定めるもののほか、貸出において使用する各様式その他必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

本規程は、令和3年4月30日から施行する。

令和3年度 小中学校の主な新規事業等について

令和3年4月28日
学校教育課指導係

今年度、京都府教育委員会または、市の新規事業の指定等の主な内容は以下のとおりです。
 学校指導体制の充実を図るため、通級指導教室担当教員（寺戸を除く）及びSC（向陽小、3向小、各中学校）、まなび・生活アドバイザー（向陽小、勝山中）、スクール・サポート・スタッフ（各小中学校）を配置しています。
 また、向日市特別支援教育支援員（各小中学校）及び小中学校の学校図書館支援員を継続して配置しています。なお、中学校の図書館支援員は週1日から週2日へ増員させ、学校図書館の機能を充実させます。

学校名	事業・内容等		年次	公開日等
向陽 小学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業（図画工作）」新規	1/1	
	府配置	まなび・生活アドバイザー（元教員） 週27h	1/1	
	（府配置）	（事務の共同化に向けた研究）	1/1	
	（府配置）	（小中連携英語科5・6年）	1/1	
	（府配置）	*SC、心の居場所サポーター、スクール・サポート・スタッフ（以下SSS）	1/1	
第2向陽 小学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業（社会）」新規	1/1	
	（府配置）	（小学校英語専科）	1/1	
	（府配置）	（共同学校事務室設置に向けた研究）	1/1	
	（府配置）	*心の居場所サポーター、SSS	1/1	
	市配置	*心の相談サポーター	1/1	
第3向陽 小学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業（理科）」新規	1/1	
	府配置	不登校児童生徒支援拠点整備事業（SCの配置 週4h）	1/1	
	府配置	事務の共同化に向けた研究（事務加配拠点校：向陽）	1/1	
	府配置	特別支援教育充実事業（講師の配置 週27h）	1/1	
	局指定	OASIS校	1/1	
	（府配置）	（小学校英語専科）	1/1	
	（府配置）	（小中連携音楽5・6年）	1/1	
	（府配置）	*心の居場所サポーター、SSS	1/1	
第4向陽 小学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業（英語）」新規	1/1	
	府配置	小学校英語専科教員の配置（3向）	1/1	
	（府配置）	（小中連携音楽5・6年）	1/1	
	（府配置）	*心の居場所サポーター、SSS	1/1	
	市配置	*心の相談サポーター	1/1	
第5向陽 小学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」新規	1/1	
	（算数）			
	府指定	令和3・4・5年度「絆の作り手育成プロジェクト研究校」新規	1/3	
	府配置	特別支援教育充実事業（講師の配置 週27h）	1/1	
	（府配置）	（小中連携英語5・6年）	1/1	
第6向陽 小学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業（国語）」新規	1/1	
	府指定	令和3・4年度「CBT調査システム構築・活用実証研究」新規	1/2	
	府配置	小学校英語専科教員の配置（2向）	1/1	
	（府配置）	（共同学校事務室設置に向けた研究）	1/1	
	（府配置）	*心の居場所サポーター、SSS	1/1	
勝山 中学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業（数学）」新規	1/1	
	府指定	令和3・4年度「学びの深化プロジェクト実施校」新規	1/2	
	府指定	令和3・4年度「CBT調査システム構築・活用実証研究」新規	1/2	
	府配置	まなび・生活アドバイザー（SSW）の配置（拠点校 週8h35週）	1/1	
	（府配置）	*心の居場所サポーター、SSS	1/1	
西ノ岡 中学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業（特別の教科 道徳）」新規	1/1	
	府配置	京都式チーム学校「共同学校事務室」拠点校 事務の配置（2向・6向）	1/1	
	（府配置）	*心の居場所サポーター（週16h）、SSS	1/1	
寺戸 中学校	国指定	「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業（英語）」新規	1/1	
	府指定	平成31・令和2・令和3年度「未来の担い手育成プログラム研究校」	3/3	
	府配置	不登校児童生徒支援拠点整備事業（SSW 週4h35週）	1/1	
	（府配置）	*立命館大学との連携協力校＜教職員大学研修校＞講師の配置	1/1	
	（府配置）	*SC、心の居場所サポーター、SSS	1/1	
市配置	市配置	*心の相談サポーター	1/1	

（ ）は、兼務先の学校です。